

# KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

人権に関する条例紹介（7） I  
性的マイノリティの人々の人権の擁護について：  
国立市条例を中心に II  
新型コロナウイルスに感染した人々の人権擁護につ  
いて：那須塩原市条例を中心に

メタデータ	言語: jpn 出版者: 関西外国語大学 公開日: 2021-03-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 久礼, 義一 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学短期大学部
URL	<a href="https://kansai.gaidai.repo.nii.ac.jp/records/8005">https://kansai.gaidai.repo.nii.ac.jp/records/8005</a>

## 人権に関する条例紹介 (7)

短期大学部名誉教授 久禮 義一

# I 性的マイノリティの人々の人権の擁護について ～国立市条例を中心に～

## 目次

- (一) はじめに
- (二) 国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例
  - ① 制定の経過
  - ② 特徴
  - ③ 意義
- (三) 結びにかえて

### (一) はじめに

特定の異性に自然にひかれていくように、同性間でひかれ、愛し合うことは当然考えられることであり、決して悪いことではない。

電通ダイバーシティ・ラボが2018年に行った調査によると、LGBTなど性的マイノリティの人は全体の約9%に上った。11人に1人という割合は左利きや日本での血液型がAB型の人の割合とほぼ同じとされている<sup>①</sup>。

性的マイノリティ特に同性で日常生活を共に暮らす人々の人権を守るための同性パートナーシップに関する条例は2015年東京都渋谷区において実施され、全国に拡まった。筆者は本誌第21号において、2018年当時の全国の同性パートナーシップ制度の条例、要綱制度について、考察した<sup>②</sup>。

その後、同性パートナーシップ制度を採用する地方自治体は増え、2020年6月30日時点で51自治体、同性パートナーとして1052組が認められている<sup>③</sup>。

同性パートナーシップ制度に対して世間の理解度は進んだように見えたが、2015年4月一橋法科大学院生が同性愛の感情を告白した相手による暴露(Outingアウティング)をきっかけに投身自殺事件が起こった<sup>④</sup>。

自分の性をどう認識しているか(性自認)、どんな人に恋愛感情を抱くか(性的指向)について、他人が本人の意思に反して明かすこと(Outingアウトティング)が問題化されるようになった。

自殺した法科大学院生の通学する一橋大学のキャンパスがある国立市が平成30年4月全国で初めて「Outingアウトティング」を禁止する条例を制定した。

Outing禁止の法律がない現在、Outingをめぐる次のような訴訟が起こされた。

性同一性障害で性別を変えたことを勤務先の病院で同意なく明かされ(下線は筆者付す)、同僚らの言動で精神的な苦痛を受けたとして大阪市の女性(48歳)が病院を運営する医療法人に慰謝料など約1200万円の損害賠償を求める訴訟を大阪地裁に起こした<sup>⑤</sup>。

最近特に新型ウィルス感染者の追加調査や感染予防を目的としたライフスタイルの変化が性的マイノリティの人々のプライバシーをさらされる不安を抱えている。当事者の同意がないまま、性的指向が暴露される「Outing」に連なるケースも起きている。

例えば、3年前から同性のパートナーと生活する女性は最も恐れるのは、もしコロナに感染すれば、濃厚接触者としてパートナーの存在や関係を説明しなければならない。

女性は「微熱なら家にこもって我慢するが、死にそうにでもならなかったら、病院に行かない。行くことで情報が漏れ、特定されたりするほうが余程怖い」と告白する<sup>⑥</sup>。

Outingが性的マイノリティの人々にとって重要な課題となった現在、本稿において我が国で初めてOutingを禁止した条例を制定した国立市条例を中心に、性的マイノリティの人々の人権擁護のための諸制度を検討し、新たな提案をしたい。

## (二) 国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例

平成29年12月28日条例36号平成30年4月1日から施行

### ①制定の経過

平成28年7月14日に「国立市男女平等推進市民委員会」に条例の策定について諮問し、計10回の市民委員会を開催し、この間平成29年5月1日から21日までの期間に、広く市民の意見を募るためにパブリックコメントを行うとともに、市内四か所のタウンミーティングを行い、同年8月に答申の提出し、平成30年4月から施行された。

### ②特徴

- 1 性的指向、性自認等を定義に加えている。(第1条、第2条)
- 2 性的指向、性自認等の公表の自由は個人の権利としている。(第8条)  
性的指向、性自認等を公表するかしないかは個人の権利である。他者が本人の意に反して、勝手に公表「アウトティング」することは認めない。
- 3 複合差別に対する支援(第11条、第12条)
- 4 教育関係者の責務(第10条)
- 5 女性のエンパワーメントの推進(第13条)<sup>⑦</sup>。

その中で特に注目されるのは2の性的指向、性自認等の公表の自由を個人の権利としていることである。

禁止事項として、第8条、何人も性的指向、性自認等の公表に関して、いかなる場合も、強制しもしくは禁止し、または本人の意に反して公にしてはならない(下線は筆者付す)。

という規定は、他人が本人の意思に反して明らかにする「アウトティング」禁止を規定するものであり注目される。

### ③意義

山下敏雅氏は弁護士としての立場から次のように論じている。性的少数者の法的トラブルに関して頻繁に相談が寄せられるのはアウトティングである。アウトティングは他者による性的指向や性自認などの暴露である。

例えばカップルや知人間などで関係がもつれた際、復縁や金銭の要求、報

復の意図などから「今からあなたの親のところや学校、職場に行って、あなたの「秘密」を話す」と脅したり、ネットに書き込んだりするのである。脅かされている側はセクシュアルリアリティをオープンしていないため、顔面蒼白になって私の事務所を訪れる。弁護士が代理人として相手に内容証明郵便を送れば、殆どの場合、アウトティングは止む。この話を当事者同士の痴話喧嘩程度のもと感じる人もいるかもしれない。

しかし、ことはより深刻である。脅かされた側が、真に恐れているのはセクシュアリティが暴露されたあとの、家庭・学校・職場である。嘲笑され、排除され、自分の居場所を失ってしまうかもしれない。強い恐怖である。脅す側も、自分の体験としてそれを知っているからこそ、アウトティングを脅迫の道具として用いる。根底における差別・偏見が存することから成り立ってしまう問題なのだ。

従ってこのアウトティング禁止を規定するこの条例は性的少数者の人権擁護に大きな役割を果たすと山下弁護士は主張する<sup>(8)</sup>。

### (三) 結びにかえて

はじめに論じた如く、全国の自治体で同性カップルを公的に認めるパートナーシップ制度の導入が相次いでおり、大阪府でも2019年（令和元年）10月LGBTなどへの理解促進を図る条例を定め、2020年1月にパートナーシップ宣誓証明制度を導入。宣誓証明を受けたカップルは、府営住宅への入居が可能になった。また、2020年（令和2年）4月からは同性のパートナーがいる職員が、結婚や介護のための休暇を取得できる制度も始めた。このように、同性パートナーシップ認証制度は、府内では大阪、堺、枚方、大東、交野、の5市が2019年度末までに導入している。2018年7月にいち早く導入した大阪府は7月末時点で214組のカップルが宣誓し、現在5組が市営住宅に入居している。また、同市は制度導入前から人権的な配慮として市民病院では入院時の面会などをパートナーにも認めてきた。

2019年4月に始めた堺市では、認証を受けたカップルが、泉北ニュータウンの賃貸住宅に入居する場合、若年夫婦などを対象にした家賃援助を適用す

る。枚方市でも新婚世帯と同様に住宅の取得費や家賃などを援助する制度を設けている。

富田林市も2020年7月から、貝塚市も2020年9月から同制度を採用するようになった<sup>⑨</sup>。

教育の場でも性的少数者への理解を広げようとする模索が続いており、図表①のような取り組みが行われている<sup>⑩</sup>。

大阪大学でも学生や教職員を戸籍上の性別ではなく本人の性自認に基づいて掌握し、施設整備などを進めている<sup>⑪</sup>。他の大学でも図表②のような取り組みが行われている<sup>⑫</sup>。

判例でも同性カップル間で不貞行為があった場合も異性間の内縁関係と

図表① 心と体の性が一致しない子どもらを支援する学校の取り組み例

服装	自認する性別の服装や体操着の着用を認める
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性の場合）
更衣室	保健室、多目的トイレの利用を認める
トイレ	職員トイレ、多目的トイレの利用を認める
呼称の工夫	通知表などの校内文書では本人が希望する呼称を使う。名簿では自認する性別として扱う
授業	体育や保健体育は別メニューを設定する
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性の場合）
運動部の活動	自認する性別の部活動への参加を認める
修学旅行など	一人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす

（文部科学省の資料から）

朝日新聞平成29年2月10日刊より引用

図表② 性的少数者に配慮した大学での取り組み

・名簿に通称名を記載し、性別欄を除外する
・学生証や卒業証書などに性別をできるだけ記載しない
・授業や窓口で本人の要望に沿った呼び方を使う
・多目的トイレの利用を案内する
・更衣室の利用や健康診断の際に、個別に対応する

（日本学生支援機構の資料より）

読売新聞令和元年11月2日刊より引用

同じ権利が認められるか争われた訴訟で、宇都宮地裁は内縁関係に準じた法的保護が受けられるとの判例を出し、不貞行為をした相手に慰謝料など110万円の支払いを命じた。

判決は社会の価値観や生活形態が多様化したことを挙げ、「婚姻を男女間に限る必然性があるとは断じがたい」と指摘、同性カップルを公的に認証する自治体

が現れている社会情勢などを踏まえ、同性カップルに一定の保護を与える必要性を述べた<sup>①</sup>。

このように性的マイノリティの人々に対する社会の理解度が進む一方、まだ国政レベルでは十分理解された政策はとられていない。

例えば国家的行事として本年（2020年）実施された「国勢調査」において同性のパートナーが所帯主との続き柄で、世帯主の配偶者として選んでも、世帯主と性別が同じであれば集計作業の段階で「他の親族」に分類変更され処理されている。

金沢大の岩本健良准教授（社会学）らによると、米国、英国、カナダ、フランス、オーストラリアでは公的統計で同性カップルの数を集計しているという。

岩本准教授は「国勢調査は、戸籍や住民基本台帳の情報とは別に、小さな集団の実態まできめ細かく捉えるのが目的。同性カップルの数や構成が分かれば、医療や福祉などの施策の検討や、住宅ローンや生命保険など民間ビジネスにも活用できるデータとなる。国はありのまま集計すべきだ」と指摘する<sup>②</sup>。

今後の課題としては本誌21号で主張した如く、手続きが簡単なパートナーシップ制度の条例化と国立市条例の如くアウトィング禁止の条例を同時に制度化することが要求される（国立市は同性パートナーシップ条例を制定していない）。

このような条例が全国津々浦々で制定されることによって本誌21号で主張した如く、堺市の市長、議員の資産を公開する条例が後に法律として国会議員、自治体の首長の資産公開制度実現の「先駆け」となった如く、地方から性的マイノリティの人権擁護の「狼煙」を挙げることとなると信じていたい<sup>③</sup>。

---

## 注

① 読売新聞2020年（令和2年）5月21日

② 従って拙稿と21号と重複する点があると考えますがお許しいただきたい。

③ 読売新聞2020年（令和2年）9月2日

④ 読売新聞2020年（令和2年）11月26日

この事件に関して遺族が大学側に計8500万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が令和2年11月25日、東京高裁で言い渡された。村上正敏裁判長は請求を棄却した一審・東京地裁判決を支持し、遺族側の控訴を棄却した。

遺族側は訴訟で「教員らがアウトィング被害を掌握しながらクラス替えなどの配慮を怠ったことが原因だ」と主張。高裁判決は「アウトィングはプライバシー権などを著しく侵害する許されない行為だ」と指摘した一方、「当時はクラス替えを希望するかどうか本人の結論も出ておらず、大学側の安全配慮義務違反は認められない」と判断した。

アウトィングした同級生と遺族は、一審段階で和解が成立している。

⑤ 読売新聞2019年（令和元年）8月29日

⑥ 読売新聞2020年（令和2年）6月19日

⑦ 国立市のホームページより引用。

⑧ 『世界』2017年5月号p155、156

⑨ 読売新聞2020年（令和2年）8月22日

⑩ 朝日新聞2017年（平成29年）2月10日

⑪ 読売新聞2020年（令和2年）9月5日

⑫ 読売新聞2019年（令和元年）11月2日

⑬ 朝日新聞2019年（令和元年）9月19日

⑭ 読売新聞2020年（令和2年）9月2日

⑮ 拙著『地方自治と議会制』（啓文社 1986年）『現代地方自治の諸問題』（勁草書房 1986年）参照。



## Ⅱ 新型コロナウイルスに感染した人々の人権擁護について ～那須塩原市条例を中心に～

### 目次

- (一) はじめに
- (二) 感染者の人権侵害の実態
- (三) コロナ差別禁止条例
- (四) 那須塩原市新型コロナウイルス感染者等の人権擁護条例
  - ① 制定理由
  - ② 条文
  - ③ 意義
- (五) 結びにかえて

#### (一) はじめに

2020年（令和2年）10月末で国内感染者が10万人を超え、新型コロナウイルスの世界的流行は我々の生活や経済に甚大な被害を与えている。

全国で新型コロナウイルス感染者が拡がる中、感染への不安や恐れなどから起こる感染者やその家族、濃厚接触者や治療にあたる医療従事者の人々などへの誹謗中傷や差別・偏見といった心無い言動が問題となってきた。

差別そのものが許されるものではないことは当然のことであるが、感染者への差別や偏見が社会に拡がると、ウイルス感染にかかわる人や対象を日常生活から遠ざけるなど、人と人との信頼関係や社会のつながりが壊れてしまう恐れがある。また、発熱などの症状が出た人が差別避難を受けることを恐れ、受診や検査を控えることが増える可能性があり、命に関わる事態や感染拡大などを招いてしまうかもしれない<sup>①</sup>。

このように新型コロナウイルス感染者に対する差別・偏見・誹謗中傷など人権侵害問題が重要な社会問題、政治課題となってきた。

このような事態に対してコロナ差別禁止条例を制定する地方自治体が拡大し、2020年（令和2年）10月現在17都道府県の20自治体で条例が制定されて

いる<sup>②</sup>。

しかし法律はまだ制定されていなく、不安な状態が続いている。

本稿では新型コロナウイルス感染者に対する人権侵害の実態を明らかにするとともに、これらの条例を概観し、その条例のうちから栃木県那須塩原市条例を取り上げ、その内容を検討するとともに、コロナ差別禁止対策に対する政府・マスコミなどの対策を検討し、専門家の意見を参照し、コロナ差別防止対策に対する拙論を試みたい。

## (二) 感染者の人権侵害の実態

### (1) 2020年（令和2年）1月～4月までの実態の概要報告

図表③ 新型コロナウイルスに関する偏見、差別、風評被害の報告例

1月～2月初旬（令和2年 以下同）
欧州で中国人の来店拒否や東洋人への音楽レッスン取りやめなど差別的言動が相次ぐ
2月下旬
感染が起きたクルーズ船で活動した医事従事者が職場でいじめを受ける、保育園や幼稚園から子供の通園自粛を求めるなどした。
3月
米ニューヨーク市で韓国人女性が罵声を浴び顔を殴られる、アジア人男性が「なぜマスクをつけないのか」と突き飛ばされるなどの例が報道される。
3月中旬～下旬
教授の感染が判明した大学にいやがらせの電話が殺到。付属高校の制服を着た生徒に「コロナ」と叫ぶなどの嫌がらせも相次ぎ、大学側が公表
3月～4月
感染者が確認された関西地方などの医療機関複数で、医者や看護師らが中傷を受け、タクシーの乗車拒否に遭う、親族が介護施設利用を拒否されるなどの被害が発生

（読売新聞令和2年4月11日より引用）

### (2) 医療従事者に対しての人権侵害

集団感染が発生した東京都台東区の永寿総合病院に勤務する女性は、娘が通う保育所から登園を自粛するように求められた。女性はPCR検査で陰性だったが娘の登園を控えざるを得なかった。

医師や看護師が感染した兵庫県小野市の北播磨総合医療センターで

は、人事異動で転居しようとした職員が業者に引越し作業を断られた。家族が勤務先から出勤停止といわれたケースもある。

日本医師会によると感染者が出た病院がシーツや枕カバーなどのリネン交換を業者から拒まれた事例も出ている<sup>③</sup>。

図表④ 医労連に寄せられた、病院職員への差別的対応の例

往診時施設やマンションのエレベーター内で露骨に嫌がられる
子供を預けている施設に迎えに行った際、「病院職員の子供だからと、いじめられても対応できない」と言われた。
幼稚園で「まさか病院勤務ではないですよね？」とそそくさと戸を閉められる
病院の職員というだけで保育園を断られた
子供の受診で病院に行った際、医療関係者が聞かれた、熱もないのに大声で「看護師です」と言われ、個室隔離された
家族から「家に帰ってこないでほしい」と言われた
他の病棟の職員から同じ場所での更衣はしたくないと言われた

(令和2年5月22日読売新聞より引用)

### (3) 学校教育機関に関する人権侵害

サッカー部員らの集団感染が起きた松江市の高校には、「学校をつぶせ」などと非難の電話が殺到した。インターネット上に生徒の写真が転載され、「コロナをばらまいている」と書き込まれた。

ラグビー部で50人強の感染者が確認された奈良県の天理大では、関係ない学生が中学校や高校から教育実習の受け入れを拒否されたり、アルバイト先から出勤を見合わせるように求められたりした<sup>④</sup>。

「生徒も職員も大きな精神的なダメージを受けた。心の傷は一朝一夕癒えるものではない」。8月にサッカー部の生徒や教員ら計108人の新型コロナ感染者が判明した立正大附属高校(松江市)の北村直樹校長は「コロナ差別」の被害の深さを語る。

生徒の感染が判明してから「日本から出ていけ」などと1000件近い中傷、抗議の電話があった<sup>⑤</sup>。

### (4) 噂・デマによる人権侵害

コロナ禍では、他人を傷つける無数のデマが拡散している。コメディ

アンの志村けんさんの死を巡って、一人の女性が根拠もなく感染源だとSNSで名指しされ、「死ぬ」などとバッシングされた。ある日突然に、女性に襲いかかった数千件もの匿名の攻撃。「志村さんとはお会いしたこともないし、私は感染もしていない。なぜ急にたたかれるのか全くわからず、恐怖で精神的におかしくなりそうだった」とその女性は語る<sup>⑤</sup>。

(5) やり過ぎによる人権侵害

新型コロナウイルスによる休業要請や外出自粛が長期化する中、営業を続ける店などを私的な立場で厳しく咎める行為が横行している。こうした動きは、「自粛警察」などと呼ばれ、専門家は行き過ぎた正義感が社会をきしませていると指摘する。

5月上旬、大阪府内のラーメン店に、匿名の手紙が届いた。

「コロナで国が自粛を求めていることはご存じでしょうか。あなたの店の客が大声で会話している。『繁栄』イコール『公害』であることを忘れるな」

この店は府の要請に従い、当初から午後8時までの短縮営業を行ってきた。

しかし手紙を読んで「今後、嫌がらせがエスカレートするかもしれない」と恐怖を覚えた経営者の男性は店内飲食の休止を決断。

千葉県八千代市の駄菓子屋「まぼろし堂」では4月下旬「コドモアツメルナオミセシメロ」（子供集めるな、お店閉めろ）と定規で引いたような赤い文字で貼り紙をされた。駄菓子屋は県の休業要請の対象外で、3月下旬から自主的に休業していた。店主の村山保子さん（74）は「自粛による苛立ちの矛先にされただろうか」と推測する<sup>⑦</sup>。

### (三) コロナ差別禁止条例

新型コロナウイルス感染者への差別や偏見を防ぐため差別禁止の規定を盛り込んだ条例を制定する自治体が増えている。読売新聞社の調べでは2020年（令和2年）10月末現在で少なくとも17都道府県の20自治体に上る。

ただ条例にはいずれも罰則はない。差別禁止の意識をいかに広く浸透させ

図表⑤ ★新型コロナウイルスに関する差別防止を盛り込んだ主な条例

青森県むつ市（9月施行）	市内の感染者はゼロだが、約5万6000人の人口規模から事実でない情報も広まりやすく、未然防止を図るために策定
福島県白河市（10月施行）	コロナがきっかけではあるが、疾病や障害、性別などを理由とした差別も防ごうと制定。名称は「思いやり条例」とした
茨城県（10月施行）	事業者に対しても従業員に差別禁止に関する教育を行うことなどを努力義務として求める
鳥取県（8月施行）	インターネット上でのデマや中傷の書き込み画面を保存する取り組みを行っており、こうした必要な措置を県が行うことも明記
沖縄県石垣市（5月施行）	全国から来る観光客も多いことから5月に制定。感染拡大時には観光客に来訪自粛を求める条項も

（いずれも令和2年度より施行）

（読売新聞令和2年11月14日より引用）

ていくかが今後の課題である。

明治大学の内藤朝雄准教授（社会学）は「恐れる対象は人ではなくウイルス。悪質な差別は名誉棄損や侮辱にあたる可能性もある。自治体は条例を作るだけでなく、厳しく対処するという姿勢を示して、意義のあるものにしていく努力が必要だ」としている<sup>⑧</sup>。

#### （四） 那須塩原市新型コロナウイルス感染者等の人権擁護条例

##### （1） 制定理由

新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、市内でも、感染された方や家族、関係者並びに関連施設などについて不当な差別や偏見、いじめを受ける事案が発生している。また不確かな情報や、誤った情報によるいわれのない風評被害が社会問題化している。

このようなことを理由に、感染を疑われる症状が出ても、検査のための受診や、保健所への連絡、濃厚接触者などの情報提供をためらってしまうなど、感染防止拡大に支障が出る恐れもある。いかなる場合でも差別やいじめなどは決して許されるものではない。

感染は誰にでも起こる可能性がある。市民の一人一人が「新しい生活様式」の実践や、正しい情報と知識に基づいた冷静な行動が要求される。

そのため当市では、新型コロナウイルス感染症で陽性となった方やその家族など関連する方々の人権を守り、安心して暮らせる地域社会の実現をめざしこの条例を制定した<sup>⑨</sup>。

(2) 条文

那須塩原市新型コロナウイルス感染症患者等の人権の擁護に関する条例  
(目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の患者等の人権を擁護するため、市、市民及び事業者の責務等を明らかにすることにより、感染症の患者等に対する人権の侵害を未然に防止するとともに、人権の侵害による被害からの迅速かつ適切な救済を図り、もって感染症の患者等が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。(1) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。(2) 事業者、市の区域内において、商業、工業、金融業その他の事業を行う法人その他の団体又は事業を行う個人をいう。(3) 感染症の患者等 アからオまでに掲げる者をいう。ア 市の区域内に住所を有する者であって、感染症の患者、感染症にかかっているおそれがあるもの、感染症にかかり治癒したもの及びその親族で市の区域内に住所を有するもの イ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務している者であって、感染症の患者、感染症にかかっているおそれがあるもの及び感染症にかかり治癒したもの及びその親族で市の区域内に住所を有するもの ウ 市の区域内に事務所又は事業所を有し、感染症の患者、感染症にかかっているおそれがあるもの及び感染症にかかり治癒したものを雇用している事業者 エ 市の区域内に医療施設を有し、感染症の患者及び感染症にかかっているおそれがある者に対する医療の提供を行う医療機関（法第48条に規定する臨時の医療施設を含む。）及

びその医療従事者 オ 市の区域内に住所を有する者又は市の区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務している者若しくは市の区域内に存する学校に通学する者、若しくは市の区域内に存する認定こども園に通園する者、若しくは市の区域内に存する児童福祉施設に通う者であって、感染症の患者と接触したもの

(基本理念)

第3条 何人も、感染症の患者等の人権を最大限に尊重し、感染症にかかっていること、かかっているおそれがあること又はかかっていたことを理由として、不当な差別、偏見、誹謗（ひぼう）中傷などの人権の侵害をしてはならない。（下線は筆者付す）

(市の責務)

第4条 市は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、調査及び提供に努めなければならない。 2 市は、感染症の患者等の人権を擁護するため、必要な施策を講じるとともに、国及び他の地方公共団体と相互に連携し、及び協力するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、感染症に関する正しい知識を持つとともに、感染症の患者等の人権の侵害をすることのないよう十分に配慮し、感染症の患者等を地域社会で孤立させないよう努めなくてはならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、感染症に関する正しい知識を持つとともに、自らの行う事業において、感染症の患者等の人権の侵害をすることのないよう十分に配慮しなければならない。 2 事業者は、従業員に対し、感染症に関する正しい知識の普及に努めなければならない。

(感染症の患者等への支援)

第7条 市は、感染症の患者等からの相談を受ける窓口を設置するものとする。 2 市は、感染症の患者等が安心して暮らすことができる地域社会の実現のため、感染症の患者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助

言を行う。 3 前2項に規定するもののほか、市長は、感染症の患者等に対し、必要な支援をすることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する<sup>⑩</sup>。

### (3) 意義

新型コロナは、誰もが感染しうる病気である。私たちが闘っているのは、ウイルスであり、人ではない。

感染された方やその家族への偏見や差別、誹謗中傷などは、対象となる人の心身を深く傷つけ、平穏な生活を脅かすばかりでなく、差別を恐れて受診をためらうなどの行動に繋がり、さらなる感染の拡大という負の連鎖を招きかねない。

大切な人や暮らしを守るため、「思いやり」と「やさしさ」を持って、新型コロナウイルスとの闘いを乗り越えていくことをはっきりと条例で宣言した<sup>⑩</sup>。

## (五) 結びにかえて

政府、行政の対応としては政府の分科会でコロナ禍で拡がった差別や偏見への対策を検討してきた。ワーキンググループが提言をまとめた。学校や企業が感染者が出たことを発表する際、感染者や濃厚接触者の性別や年代は原則、公表すべきではないとした。

提言では、学校や企業が感染者らの性別や年代を公表すると、小さなコミュニティでは個人が容易に特定される恐れがある、と指摘。また、自治体が感染者について公表する際は「蔓延防止に資する情報に限るべきだ」とした。政府に対しては情報の公表のあり方について「統一的な考え方」を整理し示すように求めた。

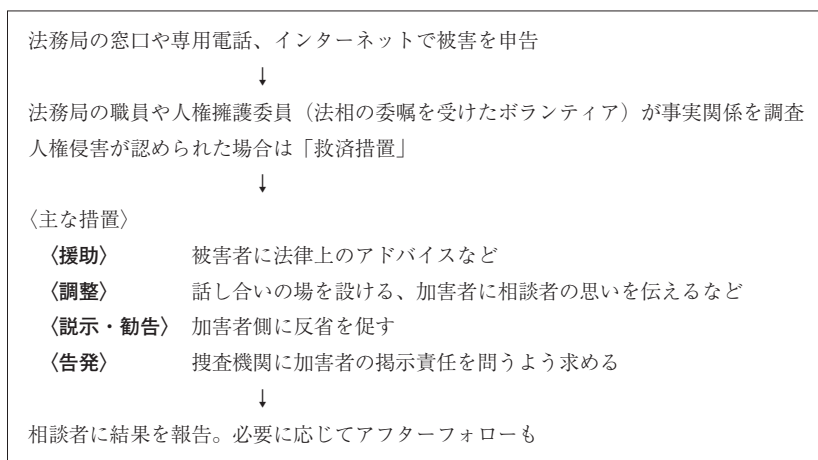
また、報道機関には「差別的な言動を軽減するための報道」「風説に対するファクトチェック」などの役割について自立的に検証することの重要性に



も触れた。

現在の救済制度としては法務省は、無料で被害回復を図る「人権救済手続き」を運用している。事実関係を調査して加害者に指示・勧告をしたり、ネット投稿の削除要請も代行したりする。ただ専属職員は全国で260人ほど。専属職員を増やし相談の受け皿を広げることで、より広くよりすばやくより細かな対応が望まれる。

図表⑥ 法務省の人権救済手続き<sup>⑫</sup>



（令和2年11月12日朝日新聞より引用）

マスコミの対応としては日本新聞協会と日本民間放送連盟（民法連）は次のような共同声明を発表した。

- ▽ 報道機関は、差別・偏見は決して許さないとの考え方を共有している。今後より一層差別・偏見がなくなる報道を心掛ける。
- ▽ 院内感染について、医療関係者に正確・迅速な情報提供を求めるとともに、私たちがウイルスの特性をわかりやすく伝え、センセーショナルにならないよう節度ある報道に努める。
- ▽ 「正しく恐れ、人をいたわる」という姿勢が社会全体に広がり、人々が安心して暮らせる社会を取り戻せるよう読者らの期待に応えていく<sup>⑬</sup>。

法務省の人権救済制度の充実、地方自治体の差別禁止を規定する条例の全国的拡大。

マスコミの積極的な対応も重要であるが、専門家は次のように主張する。現在のように社会不安が大きい時、偏見や差別を防ぐには何をなすべきか。他者への攻撃は当人の不安から生じることもあり、不安の軽減が有効な一面もある。行政や専門家が不安から根拠のないデマ情報が拡がらないよう、科学的根拠に基づき丁寧な説明を続けることは重要だ。対応が後手に回ると信頼低下を招き、憶測から生ずる偏見がはびこりかねない。

論理的な説明だけでなく「心への配慮」も必要だ。人々の不安や辛さを共有し、共感していると行政側が伝えることは、偏見につながる不安や怒りを少しでも抑える。「偏見や差別は決して許さない」と発信し続けることにもある程度効果がある。情報を受け取る人たちは、感染症の蔓延時には偏見や差別が起きやすいことに気をかけ、自分がどんな根拠に基づいて言動しているのか意識して振り返ってほしい。(筑波大准教授高橋晶氏<sup>19)</sup>)

防止するためにはまず個々人が行動の免疫のマイナス面を自覚し、自分の振る舞いを普段と比べて客観視してみることに。

戦う相手は人ではなく感染症であり、一致協力して立ち向かおう、というスローガンも、自分たちが同じ状況にあることを意識させ、差別防止にある程度役に立つ。ただ一致協力なのだから現在の対応を批判するな、と唱えるのは誤りだ。現在の対応の検証、修正、改善が必要だからだ。

社会的、心理的な「新型コロナ禍」は感染の収まりだけでなく心の動揺が静まらないと収束しない。医療や科学の視点のほか、政治、経済、心理、教育などの専門家が話し合い、その時々のお考え方を発信していくことも重要だろう。(東洋大教授北村英哉氏<sup>20)</sup>)

新型コロナに起因する差別が生まれる要因として、個人の認知プロセス、社会規範、情報伝達のあり方の三つの要素があると考えています。第一に感染を過度に恐れすぎるとウイルスを連想させる対象すべてが「危険」に見えてしまいます。細部を見ずにカテゴリーや属性だけで判断して「危険」と決めてしまう認知プロセスが働きやすくなるのです。第二に個より集団の秩序

が優先されやすい日本社会では、感染者や自粛ができない人が「集団の秩序を乱した」とみなされやすく、嫌悪感情が向けられやすいと考えられます。第三に情報伝達が「感染拡大を抑えよう」というメッセージに偏りすぎたことも「ウイルスを近づけないで」という敵意が増幅される一因だったように感じます。

これらを踏まえて私たちにできるのは、まず誰もが差別の加害者にも被害者にもなりうるという「当事者性」を伝えていくこと。その上で、参加者の啓発アプローチを使うこと。感染とほどほどに付き合いながら、一人一人が主体となってコロナ差別の問題性を他者に発信していくことができると差別も下火になっていくと思います。(臨床心理士 森光玲雄氏<sup>16)</sup>)

いまだ明確な治療方法が見出されていない新型コロナウイルスに対して、不安や恐怖の気持ちを抱くには当然である。だからといって、誤った情報に過剰に反応し、人の心を傷つけてしまうような行為は決してあってはならない。

国や府、市など公的機関からの正しい情報を入手することが、偏見・差別の抑止につながるのである。憶測によるデマなどに惑わされ、噂を広めることはやめるべきである。誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況を受け止め、お互いを思いやる優しい気持ちを強くもって日々を過ごすことが重要であると考ええる。

2020年（令和2年）11月30日脱稿

---

## 注

① 枚方市提供のパンフレット

以下②～⑧、⑬～⑯はいずれも2020年（令和2年）読売新聞による。

② 11月14日

③ 4月23日

④ 8月30日

⑤ 11月14日

⑥ 6月8日

- ⑦ 5月14日
- ⑧ 11月14日
- ⑨ 那須塩原市発行のパンフレット
- ⑩ 那須塩原市提供の資料
- ⑪ 那須塩原市提供の資料
- ⑫ 朝日新聞2020年（令和2年）11月12日
- ⑬ 5月23日
- ⑭ 4月11日
- ⑮ 4月11日
- ⑯ 8月29日

### 〈参考文献〉

本誌21号で掲げた以外順不同。

- 1 『LGBT差別禁止の法制度ってなんだろう？』 LGBT法連合会編 2016年
- 2 国連人権高等弁務官事務所著山下梓一訳『みんなのためのLGBT人権宣言』  
2016年
- 3 永易至文『同性パートナー生活読本』 2009年
- 4 杉山貴士『聞きたい・知りたい性的マイノリティ』 2008年
- 5 谷口洋幸他『セクシュアリティと法』 2017年

### 〈付記〉

- ① 今回の拙稿のテーマは現在直面する課題であり、まだ研究論文・著書等の公表が少ないため、講読する読売新聞・朝日新聞からの引用が多数となったことをお許し願いたい。
- ② 年代、年号表記については、原資料の表記を用いた。
- ③ 拙稿の活字化については第21号同様妻百合子（博士〈文学・奈良女子大学〉）の協力を得た。